

愛の家保育園に対する特別指導検査の実施について

1 これまでの経過

- 区は、愛の家保育園（社会福祉法人愛の家：理事長 安藤 良一）に対して、児童福祉法第46条及び子ども・子育て支援法第14条、第38条に基づく指導検査を実施

| | |
|---------------------|---|
| 令和5年6月29日（木） | 社会福祉法人愛の家から区へ不適切な保育に関する情報提供 |
| 7月 3日（月） | 一般指導検査を実施 |
| 7月 6日（木） ～24日（月） | 一般指導検査の状況を受け、特別指導検査を実施 |
| 8月 1日（火） | 特別指導検査の結果通知を交付 * 30日以内に改善状況報告書の提出を依頼 |

2 特別指導検査の結果及び指導

- 区は、当該保育所に対して、特別指導検査の結果通知を交付するとともに、改善に向けた指導及び改善状況報告書の提出を求めた。

(1) 施設長が職責を十分に果たしておらず、運営管理上問題が生じている

- ・ 当該保育所では、虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）やこどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわりが、複数回にわたり行われていたと思われるにもかかわらず、施設長は事実の確認に努めておらず、保育士に対する適切な指導や速やかな再発防止策の実施、保護者への丁寧な説明に十分に取り組んでいないことが確認された。
- ➡ 施設長に対して、保育所保育指針を含む関係法令等を正しく理解し、適正な施設の運営を行うことを指導

(2) 設置者が職責を十分に果たしておらず、運営管理上問題が生じている

- ・ 運営法人は、施設の設置者として、速やかな事実の確認や施設長に対する適切な指導及び職員の育成、再発防止策の実施、保護者への丁寧な説明に十分に取り組んでいないことが確認された。
- ➡ 設置者に対して、保育所の役割や社会的責任を十分に認識し、法令等を遵守した適正な運営管理を行うように是正を指導

3 今後の区への対応

- 今後、運営法人から提出される改善状況報告書に基づき、再発防止策の実施状況を確認
- 保育所の適正な運営・保育の質を確保するため、引き続き、区立保育園園長経験者による巡回訪問を実施し、継続的に園の状況を確認
- 園児の心のケアに関する保護者からの相談・問い合わせは、東部子ども家庭支援センターにおいて対応するとともに、心理相談員による巡回訪問を実施